

(別表1)

事業継続力強化支援計画

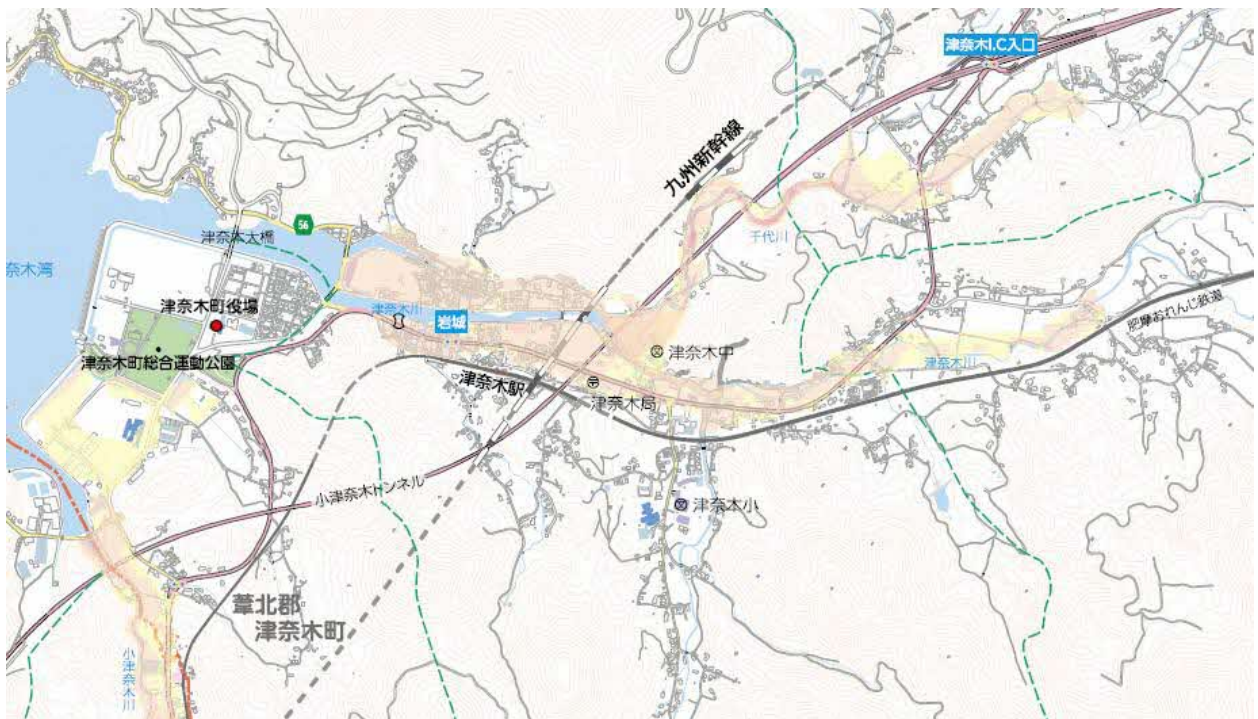
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

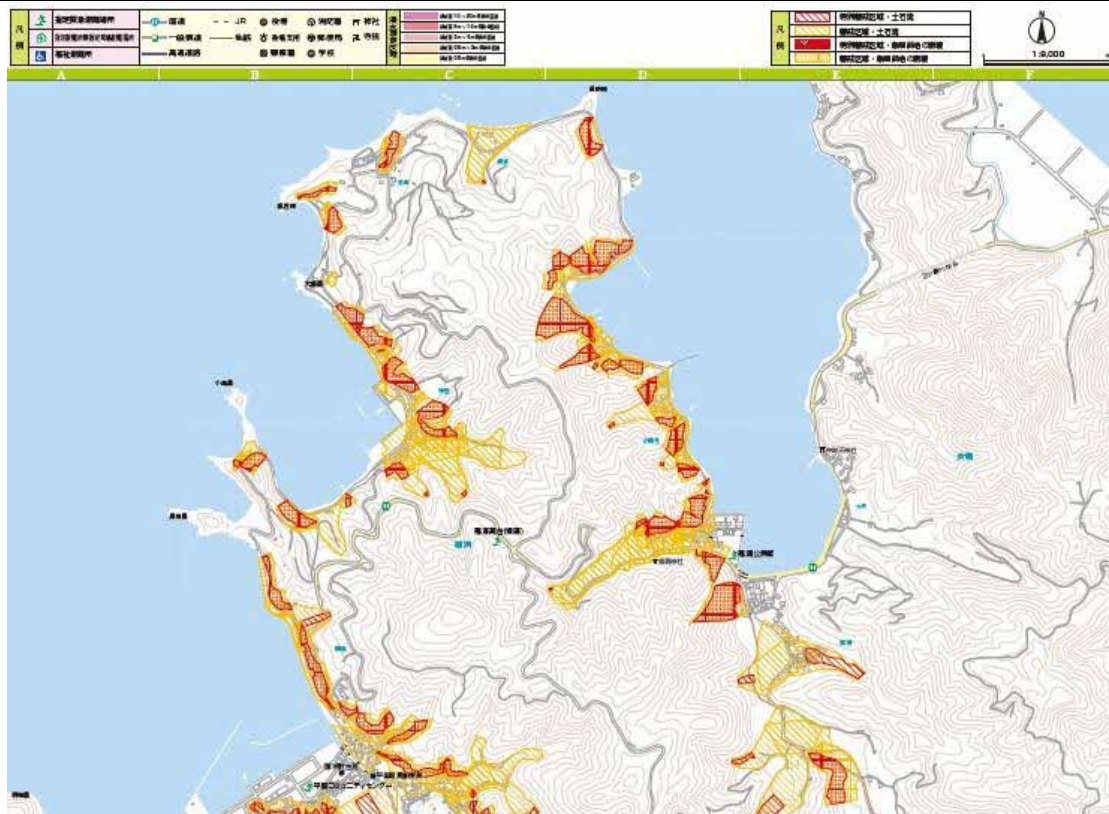
(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地している津奈木駅周辺の浸水予想は無いが小津奈木川から、津奈木川の川沿いにおいて浸水が幅広く予想されており、小津奈木川流域で最大5メートル、津奈木川河口付近で最大3メートルの浸水が予想されている。

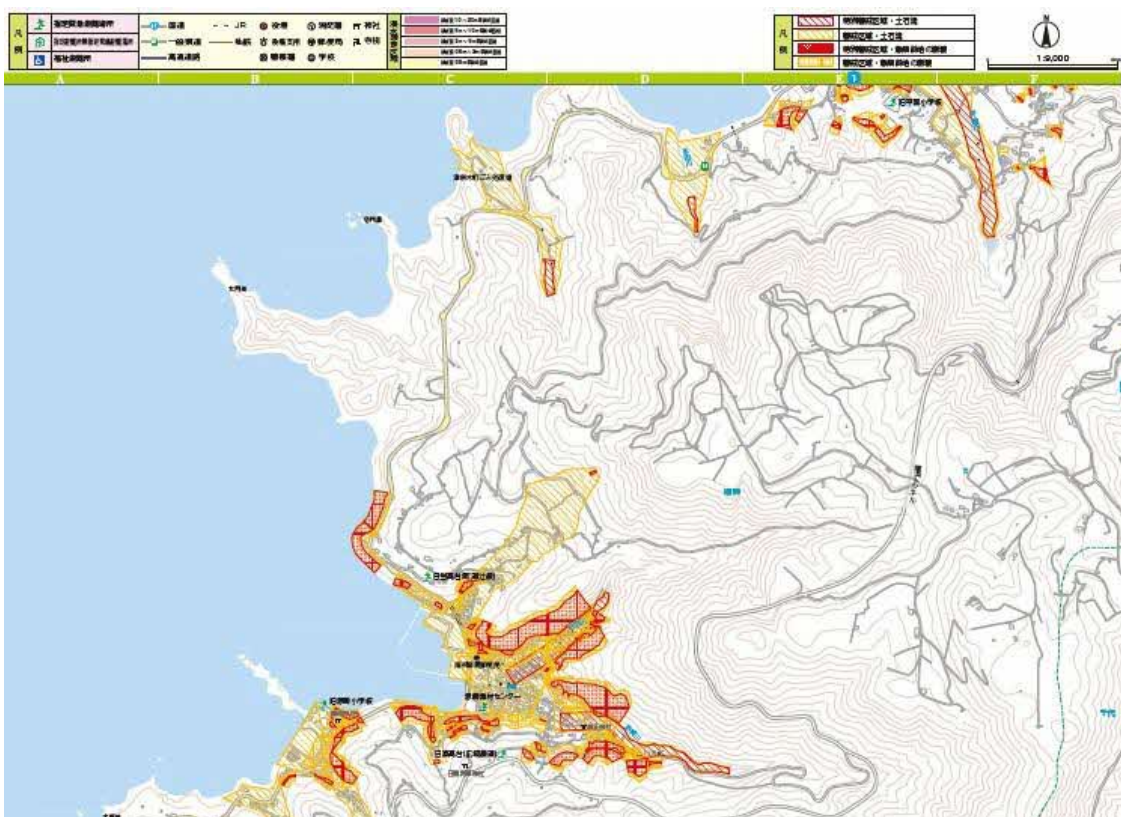


(土砂災害：ハザードマップ)

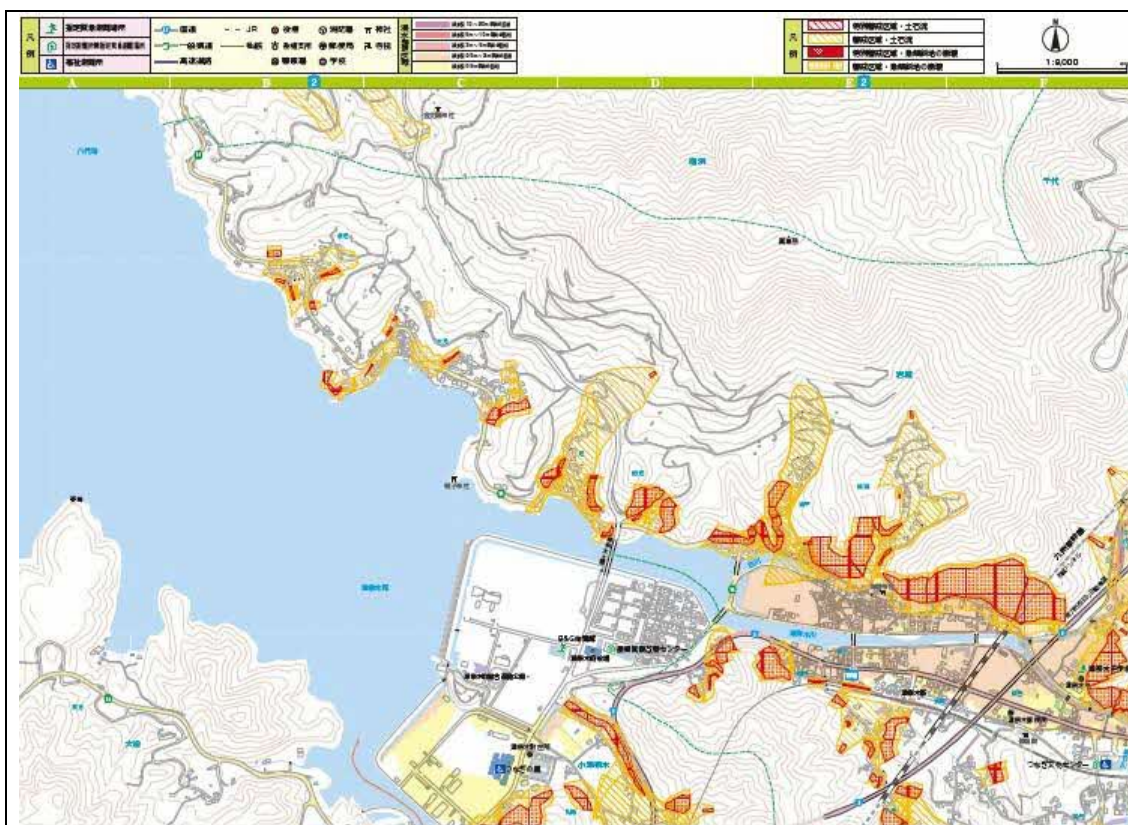
当町のハザードマップによると、当町の広範囲に渡り、急斜面地崩壊危険箇所（がけ崩れ）、土石流の発生区域となっているが、特に赤崎地区や平国地区に集積している。



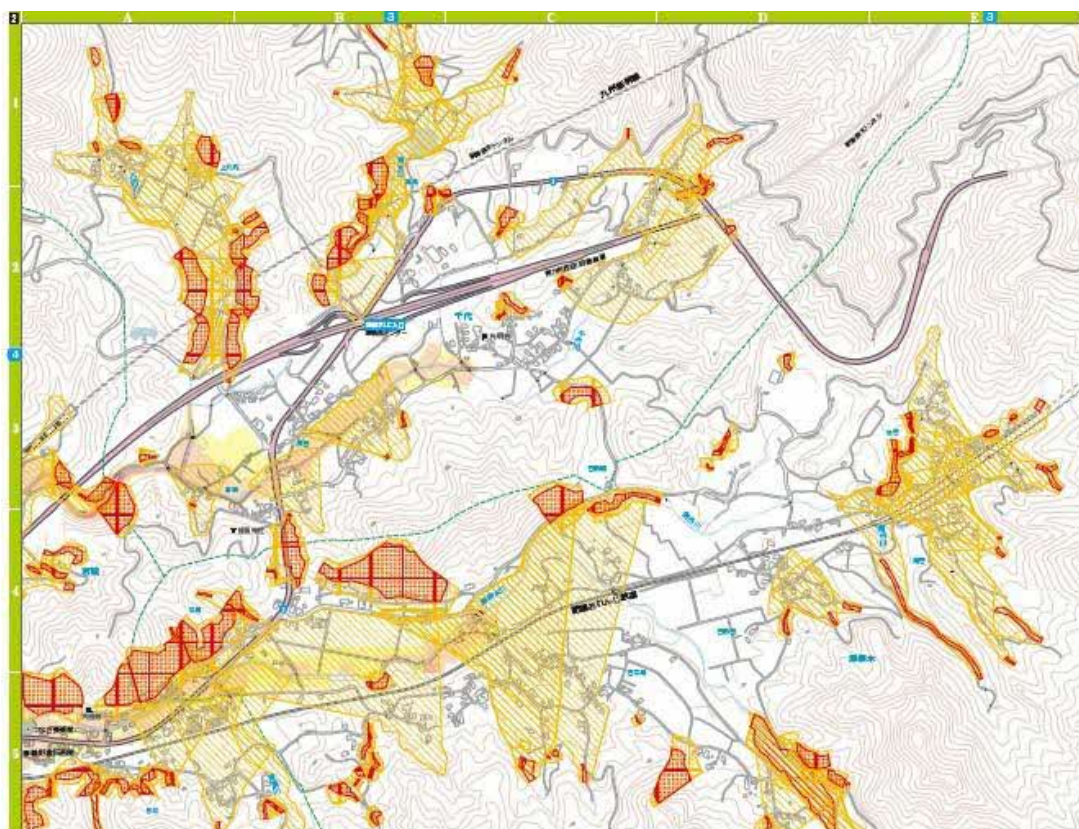
平国地区



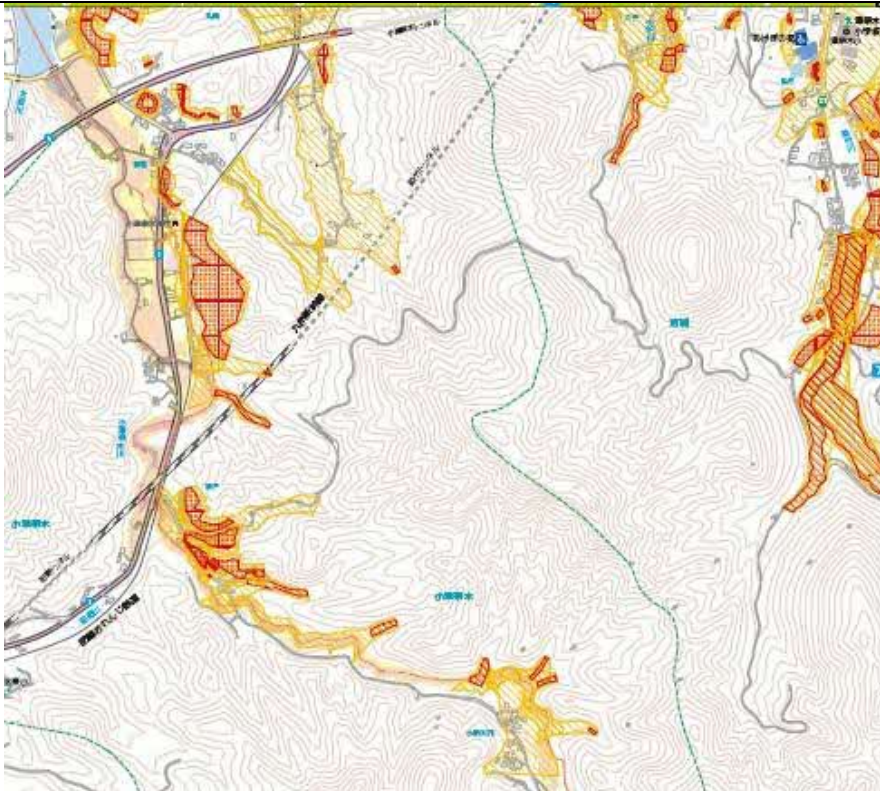
赤崎地区



岩城地区



千代地区

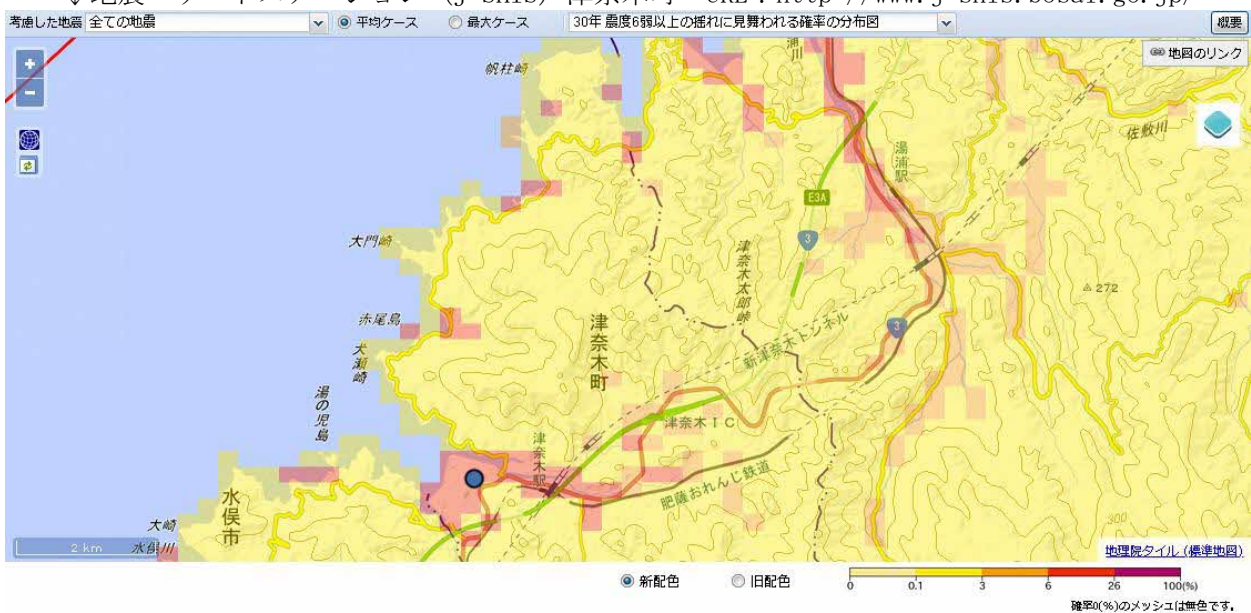


小津奈木地区

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%の発生確率である。

↓地震ハザードステーション (J-SHIS) 津奈木町 URL : <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>



(その他)

本町では、平成18年に上陸した台風第18号による被害は、住宅被害20戸、農林水産業被害・公共土木被害額は782,820千円に上った。

また、令和2年度7月豪雨では住宅被害105戸、農林水産業被害2,630,510千円、建物被害1,159,750千円、公共土木被害7,182,000千円の被害にあった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように変異を繰り返しながら、感染力を高め、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 ※参照：当会独自調査資料 令和4年1月1日現在

- ・商工業者数 148人
- ・小規模事業者数 125人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	37	30	町内に広く分散
宿泊・飲食サービス	13	13	国道・県道沿線
製造業	21	15	町内に広く分散
建設業	28	23	町内に広く分散
その他	49	44	町内に広く分散
合計	148	125	

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組

- ・津奈木町防災計画の策定、避難所の設定、防災マップの作成と周知、津奈木自主防災会の設置、治山治水対策。
- ・HP、防災無線を通して防災情報を提供。
- ・防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄。
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練。

2) 当会の取組

- ・防災備品・支援物資の搬入搬出の支援
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知。
- ・熊本県火災共済共同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画（BCP）（もしくは事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

令和2年7月豪雨により被災した事業所があったが、事業継続計画等を策定している事業者はほと

んど見られなかった。管内では小規模事業者が多く、事業継続力計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。当町と当会との連携による取組強化の必要性が高まっている。

（２）支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

（３）小規模事業者の策定手法

国をはじめ関係機関等から事業継続計画（ＢＣＰ）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

Ⅲ 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認のため、連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<事業者ＢＣＰ策定の推進に関すること>

- ・ 地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に１回実施する。
開催通知は、対象者への郵送及び当会と当町広報のページにて情報発信する。
- ・ 事業所が策定した事業継続計画（ＢＣＰ）（もしくは事業継続力強化計画）の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・津奈木町商工会と津奈木町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画と津奈木町地域防災計画や、国の示す感染症予防マニュアルに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するために取り組みや対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

< 定量目標 >

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	2	2	2	2	2

BCP策定件数：経営指導員・経営支援員1名あたり1件を策定目標とする。

2) 商工会自身の事業継続計画作成

- ・当会は令和3年12月、事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続の取り組みに関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・当会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。
(商工会の事業継続計画に従い、SNS・商工会災害システムで迅速に確認する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国が示す感染症予防マニュアルに基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

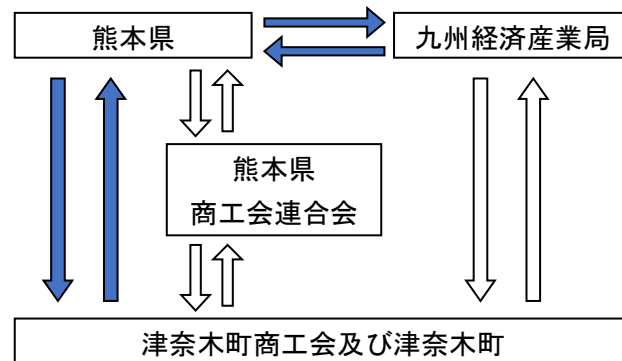
- ・「津奈木町地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行

うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。



4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について錦町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制							
(令和 7 年 4 月現在)							
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等） <pre> graph TD A[津奈木町商工会 会長] --- B[津奈木町商工会 法定経営指導員 1 名 熊本県商工会連合会 法定経営指導員 1 名] C[津奈木町 政策企画課長] --- D[津奈木町 政策企画課] B -- 連携 --> D D -- 確認 連携 --> E[津奈木町 総務課] </pre>							
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th><th>連絡先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後藤健二郎（津奈木町商工会）</td><td>後述（3）①参照</td></tr> <tr> <td>中島 省吾（熊本県商工会連合会）</td><td>後述（3）①参照</td></tr> </tbody> </table>		氏 名	連絡先	後藤健二郎（津奈木町商工会）	後述（3）①参照	中島 省吾（熊本県商工会連合会）	後述（3）①参照
氏 名	連絡先						
後藤健二郎（津奈木町商工会）	後述（3）①参照						
中島 省吾（熊本県商工会連合会）	後述（3）①参照						
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・ 本計画の具体的な取り組みの企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回）							
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 津奈木町商工会 〒869-5603 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城 2 1 1 3 - 2 電話：0966-78-3580 FAX：0966-78-3617 E-mail：tunagi@lime.ocn.ne.jp 熊本県商工会連合会 特任支援課 〒860-0801 熊本市中央区安政町 3 番 1 3 号 電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640 E-mail：info@kumashoko.or.jp ②関係市町村 津奈木町役場 政策企画課 〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町小津奈木 2 1 2 3 電話：0966-78-3114 FAX：0966-78-3116 E-mail：seisakukikaku@town.tsunagi.lg.jp							

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
必要な資金の額	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3
講師謝金	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
講師旅費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
資料印刷費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
防災、感染症対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、津奈木町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等